

## 獣医学教育による臨床実習のあり方について

資料 4 - 1 臨床実習において獣医学生が行う獣医行為  
(獣医師法第 17 条との関係)

資料 4 - 2 獣医学教育による臨床実習のあり方の検討  
について (案)

別紙 今後のスケジュールについて (案)

臨床実習において獣医学生が行う獣医行為  
(獣医師法第17条との関係)

獣医師法で無免許獣医業罪が設けられている目的は、飼育動物に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為を防止することで、飼育動物に関する保健衛生の向上及び畜産業の発展を図り、あわせて公衆衛生の向上に寄与することにある。

したがって、獣医師の資格を有していない獣医学生の獣医行為も、その目的・手段・方法が、社会通念からみて相当であり、獣医師が行う獣医行為と同程度の安全性が確保される範囲内であれば、違法性はないと考えられる。

具体的には、大学が策定する指針により獣医学生に許容される獣医行為について、

- ① 侵襲性のそれほど高くない一定のもの(論点1)に限られること
- ② 獣医学教育の一環として一定の条件(論点2)を満たす指導教官によるきめ細かな指導・監視の下に行われること
- ③ 臨床実習を行わせるに当たって事前に獣医学生の評価(論点3)を行うこと

を条件とするならば、獣医学生が獣医行為を行っても、獣医師が獣医行為を行う場合と同程度に安全性を確保することができる。また、獣医学生が獣医行為を行う手段・方法についても、上記①から③の条件を加え、④飼育動物の所有者等の同意(論点4)を得て実施することという条件も満たせば、社会通念からみても相当であると考えられる。

したがって、獣医学生が上記に掲げた①から④の条件の下に獣医行為を行う場合は、獣医師法上の違法性はないといえる。

なお、臨床実習において行われる行為が①から④までの条件を満たしているかの判断については、獣医学的知識を有する専門家の意見を踏まえて、個別具体的に判断されることが適当である。

## 獣医学教育による臨床実習のあり方の検討について（案）

平成22年2月  
畜水産安全管理課

### 1 趣旨

獣医事審議会計画部会における基本方針の検討の中で、獣医学教育における臨床実習を充実することの必要性が指摘されている。

この課題に対処するため、医学教育において、医学生が医行為を含む高度な臨床実習を行うことで教育効果を上げている現状を踏まえ、獣医学教育においても、獣医学生がより実践的な技能を習得する機会を充実させる必要がある。

このため、獣医事審議会計画部会の下に、ワーキンググループを設置し、臨床実習において獣医学生に許容される獣医行為と、その実施条件についての基本的な考え方を検討するものである。

### 2 ワーキンググループの設置

#### (1) ワーキンググループの位置付け

獣医事審議会計画部会の下に、少人数の専門家からなるワーキンググループを設置し、技術的な観点から検討を重ね、報告書案を取りまとめる。なお、同案を獣医事審議会計画部会に提出し、了承を得て公表する。

#### (2) スケジュール案 別紙

### 3 主な検討事項

- (1) 臨床実習において獣医学生に許容される獣医行為について
- (2) 指導教員の要件について
- (3) 事前の獣医学生の評価について
- (4) 飼育者の同意について